

健総発0326第3号
平成22年3月26日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長



平成22年度マンモグラフィ検診従事者研修事業に係る
事業実施計画書等の提出について（依頼）

標記事業の実施については、平成21年3月31日健発第0331017号厚生労働省健康局長通知の別紙「マンモグラフィ検診従事者研修事業実施要綱」により実施することとしたところであり、当該実施要綱の5に定める平成22年度における国庫補助金の交付に関し、交付要綱に基づき基準額を定める必要があるため、別紙様式により、実施計画書等の提出をお願いするとともに、管内関係団体、関係機関に対しても併せて提出の依頼方お願いします。

なお、本実施計画書等の提出に当たっては、下記期限までに、各実施主体から直接、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室あて提出するよう、貴職より周知願いたい。

記

1. 実施計画書等の提出期限
平成22年5月10日（月）
2. 実施計画書等の提出先
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局総務課がん対策推進室がん予防係
TEL:03-3595-2185（島田・登美）
3. 補助事業の内示時期
平成22年6月（予定）

平成22年度メンテナンスグラフィ検診従事者研修事業所要額内訳等及び実施計画書

都道府県名： _____

1 所要額内訳

(単位：円)

総事業費 (A)	収入予定額 〔 税金その他の 収入額を含む (B) 〕	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	国庫補助 基本額 〔 (D)の いづれか少ない額 (E) 〕	国庫補助 所要額 (E)×1/2 (F)

- (注) 1 「国庫補助所要額」(F)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。
 2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。

2 マンモグラフィ検診従事者研修事業支出予定内訳

(都道府県名:)

区分	支出予定額	積算内訳
(読影医師研修) 報酬 〇〇〇 需用費 消耗品費 〇〇〇 (撮影技師研修) 報酬 〇〇〇 需用費 消耗品費 〇〇〇	円	
合計		

(注) 1 合計額を「1所要額内訳」の対象経費の支出予定額(D)欄に記入すること。
2 見積書、計画書等参考となる資料を添付すること。

3 マンモグラフィ検診従事者研修事業実施計画書

研修施設及び住所	対象人員(人)	開催予定回数(回)	延べ参加予定人員(人)

(注) 1 研修内容が分かる書類を添付すること。
2 延べ参加人数は受講人数である。

平成22年度マンモグラフィ検診従事者研修事業所要額内訳等及び実施計画書

公益法人・NPO法人名： _____

1 所要額内訳

(単位：円)

総事業費 (A)	収入予定額 〔 着付金その他の 収入額を含む (B) 〕	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	国庫補助 基本額 〔 (C、D)の いづれか少ない額 (E) 〕	国庫補助 所要額 (E)×1/2 (F)

- (注) 1 「国庫補助所要額」(F)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。
 2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。

2 マンモグラフィ検診従事者研修事業支出予定内訳

(公益法人・NPO法人名：)

区分	支出予定額	積算内訳
(読影医師研修) 報酬 〇〇〇 需用費 消耗品費 〇〇〇 (撮影技師研修) 報酬 〇〇〇 需用費 消耗品費 〇〇〇 合計	円	

(注) 1 合計額を「1所要額内訳」の対象経費の支出予定額(D)欄に記入すること。
2 見積書、計画書等参考となる資料を添付すること。

3 マンモグラフィ検診従事者研修事業実施計画書

研修施設及び住所	対象人員(人)	開催予定回数(回)	延べ参加予定人員(人)

(注) 1 研修内容が分かる書類を添付すること。
2 延べ参加人数は受講人数である。

○平成22年度マンモグラフィ検診従事者研修事業に係る照会先

都道府県名()

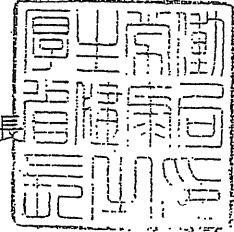
医療機関名	所属部署・役職	担当者氏名	電話番号	FAX番号	E-mail	郵便番号	所在地(住所)



健発第0331016号
平成21年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



マンモグラフィ検診従事者研修事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成20年3月31日健発第0331024号本職通知「マンモグラフィ検診従事者研修事業の実施について」の別紙「マンモグラフィ検診従事者研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という）により行われているところであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を積極的に活用するとともに、管内関係団体に周知方願いたい。

なお、本通知は、平成21年4月1日から適用する。

(全文)

マンモグラフィ検診従事者研修事業実施要綱

1 目的

この事業は、乳がんが現在我が国では女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約4万2千人が発症し、約1万1千人が死亡するとともに、年々増加する傾向にあることにかんがみ、市町村（特別区を含む。）において実施するマンモグラフィによる乳がん検診（以下「マンモグラフィ検診」という。）を促進し、乳がん検診の受診率を向上させるため、一定程度以上の知識・技術を有するマンモグラフィ検診に従事する技術者に対して、更に十分な知識・技術を修得させるための研修を実施することにより、乳がん患者の早期発見、死亡率の減少に資することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、次の各号に掲げる者とする。なお、(1)に掲げる者については、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できる者に委託することができる。

- (1) 都道府県
- (2) 公益法人
- (3) 特定非営利活動法人

3 実施体制

実施に当たっては、研修事業が確実に実施できる体制を確保すること。なお、都道府県にあつては、「健康診査管理指導等事業実施のための指針について」（平成20年3月31日健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）に定める「生活習慣病検診等管理指導協議会」との連携に配慮すること。

4 事業の種類及び内容

事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) マンモグラフィ撮影技師養成研修

ア 目的

マンモグラフィ検診に従事するために必要な十分な知識・技術を満たす診療放射線技師を養成することを目的とすること。

イ 受講資格

一定程度の知識・技術を有する診療放射線技師

ウ 研修期間

1 開催当たり、少なくとも2日間開催すること。

エ 1 開催当たりの定員

50名以下とすること。なお、50名を超える場合においても、50名毎を一単位として以下の要件を満たすこと。

オ 研修内容

特定非営利活動法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会（以下「精中委」という。）が実施する認定講習会と同等の内容とすること。

カ 講師の選定

精中委が実施する認定講習会と同等の者とすること。

キ 開催場所

研修会を行える十分な広さ、設備を備えていること。

ク 認定試験の受験

本事業の研修を修了した者については、原則として、精中委が実施するマンモグラフィ技術評価試験を受験させるものとする。

(2) マンモグラフィ読影医師養成研修

ア 目的

マンモグラフィ検診に従事するために必要な十分な知識・技術を満たす医師を養成することを目的とすること。

イ 受講資格

一定程度の知識・技術を有する医師

ウ 研修期間

1 開催当たり、少なくとも2日間開催すること。

エ 1 開催当たりの定員

50名以下とすること。なお、50名を超える場合においても、50名毎を一単位として以下の要件を満たすこと。

オ 研修内容

精中委が実施する認定講習会と同等の内容とすること。

カ 講師の選定

精中委が実施する認定講習会と同等の者とすること。

キ 開催場所

研修会を行える十分な広さ、設備を備えていること。

ク 認定試験の受験

本事業の研修を修了した者については、原則として、精中委が実施するマンモグラフィ技術評価試験を受験させるものとする。

5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費について、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 留意事項

(1) 関係機関との連携

都道府県等は、研修事業の実施に当たっては開催地となる都道府県の医師会と協議を行うとともにがん検診実施機関及び地域医療機関等の関係機関との連携を密にすること。

(2) 報告

都道府県等は、別に定める交付要綱に基づき、事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。